

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

平成21年 7 月 9 日
木 曜 日

号 外

目 次

規 則	
○富山県景観条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○景観づくり重点地域の指定及び重点地域基本計画	5
○特定行為の景観づくり基準	
○除外区域の指定	11
○除外行為の指定	12

規 則

富山県景観条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成21年 7 月 9 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第37号

富山県景観条例施行規則の一部を改正する規則

富山県景観条例施行規則（平成15年富山県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第20条」を「第21条」に改め、同条を第26条とする。

第24条を第25条とし、第21条から第23条までを1条ずつ繰り下げる。

第20条第1項及び第3項中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条を第21条とする。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（特定行為）

第19条 条例第32条第1項の規則で定める行為は、別表第3の左欄に掲げる行為の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模を超える行為とする。

別表第3中「（第20条関係）」を「（第21条関係）」に改め、同表を別表第4と

する。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第19条関係）

立山・大山地区景観づくり重点地域

行為の種類		規模
1 条例第23条第1項第1号に掲げる行為のうち、建築物等の新築又は移転	(1) 建築物	建築面積10平方メートル
	(2) 第2条第1号から第6号までに掲げる工作物	高さ（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ。(3)及び(5)並びに2の項の(2)、(3)及び(5)において同じ。）5メートル
	(3) 第2条第7号に掲げる工作物	次のいずれかに該当する規模 ア 高さ5メートル イ 表示面積5平方メートル
	(4) 第2条第8号に掲げる工作物（鳥獣による農作物に係る被害を防止することを目的とするものを除く。2の項の(4)において同じ。）	高さ 1.5メートル
	(5) 第2条第9号から第13号までに掲げる工作物	次のいずれかに該当する規模 ア 高さ5メートル イ 築造面積10平方メートル
2 条例第23条第1項第1号に掲げる行為	(1) 建築物	増築又は改築に係る部分の建築面積の合計が10平方メートルであること。
	(2) 第2条第1	増築又は改築後の高さ5メートル

のうち、建築物等の増築又は改築	号から第 6 号 までに掲げる 工作物	
	(3) 第 2 条第 7 号に掲げる工作物	次のいずれかに該当する規模 ア 増築又は改築後の高さ 5 メートル イ 増築又は改築後の表示面積 5 平方メートル
	(4) 第 2 条第 8 号に掲げる工作物	増築又は改築後の高さ 1.5 メートル
	(5) 第 2 条第 9 号から第 13 号までに掲げる工作物	次のいずれかに該当する規模 ア 増築又は改築後の高さ 5 メートル イ 増築又は改築に係る部分の築造面積の合計が 10 平方メートルであること。
3 条例第 23 条第 1 項第 2 号に掲げる行為	次のいずれにも該当する規模 ア 行為に係る建築物等の規模が 1 の項の(1)から(5)までの区分に応じ、それぞれ同項の右欄に定める規模に該当すること。 イ 行為に係る部分の面積の合計が 10 平方メートルであること。	
4 条例第 23 条第 1 項第 3 号に掲げる行為	次のいずれにも該当する規模 ア 行為に係る土地の面積が 300 平方メートルであること。 イ 行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが 1.5 メートルであること。	
5 条例第 23 条第 1 項第 4 号に掲げる行為	次のいずれかに該当する規模 ア 行為の用に供される土地の面積が 100 平方メートルであること。 イ 集積又は貯蔵の高さが 1.5 メートルであること。	
6 条例第 23 条第 1 項第 5 号に掲げる行為	次のいずれかに該当する規模	

掲げる行為	ア 行為による地形の変更に係る土地の面積が 300 平方メートルであること。 イ 行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが 1.5 メートルであること。
7 条例第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる行為（除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採、仮植した木竹の伐採及び測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採を除く。）	次のいずれかに該当する規模 ア 高さ 10 メートル イ 伐採面積 300 平方メートル

様式第 4 号及び様式第 5 号中「（第 8 条、第 20 条関係）」を「（第 8 条、第 21 条関係）」に改める。

様式第 6 号中「（第 9 条、第 20 条関係）」を「（第 9 条、第 21 条関係）」に改める。

様式第 7 号中「（第 20 条関係）」を「（第 21 条関係）」に改め、同様式備考 2 中「別表第 3」を「別表第 4」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の富山県景観条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（建築住宅課）

~~~~~  
告 示  
~~~~~**富山県告示第368号**

景観づくり重点地域の指定及び重点地域基本計画について

富山県景観条例（平成14年富山県条例第45号）第29条第1項の規定により景観づくり重点地域（以下「重点地域」という。）を指定し、及び同条例第30条第1項の規定により当該重点地域における景観づくりに関する基本計画（以下「重点地域基本計画」という。）を定めるので、同条例第31条第7項の規定により次のとおり告示する。

平成21年7月9日

富山県知事 石 井 隆 一

1 重点地域の名称

立山・大山地区景観づくり重点地域

2 重点地域に含まれる土地の区域

富山市大山の一部及び立山町の一部の区域（別紙書面1記載のとおり）

3 重点地域に指定する日

平成21年10月1日

4 重点地域基本計画

別紙書面2記載のとおり

5 重点地域基本計画を定める日

平成21年10月1日

（「別紙書面1」及び「別紙書面2」は、省略し、富山県土木部建築住宅課、富山県富山土木センター、富山県富山土木センター立山土木事務所、富山市役所、富山市大山総合行政センター及び立山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第369号

特定行為の景観づくり基準について

富山県景観条例（平成14年富山県条例第45号）第32条第1項の規定により、景観づくり重点地域の指定及び重点地域基本計画について（平成21年富山県告示第 368

号）で指定する立山・大山地区景観づくり重点地域における特定行為の景観づくり基準を次のように定めるので、同条第3項において準用する同条例第31条第7項の規定により告示し、平成21年10月1日から適用する。

平成21年7月9日

富山県知事 石 井 隆 一

立山・大山地区景観づくり重点地域における特定行為の景観づくり基準

第1 基本事項

- 1 特定行為の計画地及びその周辺地域の眺望、自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、特定行為の景観づくりに適切に反映させる。
- 2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。
- 3 景観法、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県、富山市及び立山町の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。

第2 個別事項**1 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更****(1) 位置**

ア 地形の大幅な改変を生ずる場所のほか、立山連峰、その周辺の山並み、田園及び常願寺川等の眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。

イ 建築物の形態、町並みの状況に応じて、道路境界からの後退距離を工夫するほか、町並みの連続性が重視される地域では、町並みを構成する建築物の壁面線等に配慮する。

ウ 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺地域の景観を損なうことのないよう工夫する。

(2) 形態及び意匠

ア 過剰な装飾を避け、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物

等を設置しないなど、建築物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。

イ 敷地内に複数の建築物や工作物を設ける場合は、これらの建築物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。

ウ 周辺の町並みや田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。

エ 屋根形状は、周辺の町並みや自然等の景観と調和させるよう工夫する。

オ 岩峯寺地区、芦峯寺地区及び本宮・小見地区においては、伝統的な形態及び意匠に配慮し、地区の町並みに調和させるよう工夫する。

カ 立山駅周辺地区及び立山山麓^{ろく}周辺地区においては、周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、観光地にふさわしい質の高い意匠となるよう工夫する。

(3) 色彩

ア 外壁、屋根等の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となる町並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。

イ 建築物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、建築物と色相をそろえるなど、建築物本体の色彩と調和するよう工夫する。

ウ 外壁、屋根等に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が建築物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。

エ 岩峯寺地区、芦峯寺地区及び本宮・小見地区においては、屋根は低彩度・低明度とし、外壁は低彩度・低明度又は無彩色を基調色とするなど、古くからの佇まいや周辺の景観と調和するよう工夫する。

(4) 素材

ア 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。

イ 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。

ウ 反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。

エ 岩峯寺地区、芦峯寺地区及び本宮・小見地区においては、瓦、漆喰等の伝統的素材の使用に努めるなど、古くからの佇まいや周辺の景観と調和するよう工夫する。

(5) 敷地の緑化

ア 敷地内は、建築物の状況や地域の環境等に応じた樹種等でできる限り緑化するとともに、周囲に柵等を設ける場合は、生垣等とするよう配慮する。

イ 社寺林、屋敷林等の敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。

ウ 道路等の公共空間に面する部分に花壇等の設置や花木の植栽をするなど、沿道や町並み等にうるおいを与えるよう配慮する。

(6) その他

ア 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、緑化に努めるとともに、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。

イ 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。

ウ 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。

2 工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

(1) 位置

ア 地形の大幅な改変を生ずる場所のほか、立山連峰、その周辺の山並み、田園及び常願寺川等の眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。

イ 工作物の形態、町並みの状況に応じて、道路境界からの後退距離を工夫するほか、町並みの連続性が重視される地域では、町並みを構成する建築物の壁面線等に配慮する。

ウ 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺

地域の景観を損なうことのないよう工夫する。

(2) 形態及び意匠

ア 使用部材数を抑え、設備配管等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、工作物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。

イ 敷地内に複数の工作物を設ける場合や建築物の付属物として設ける場合は、これらの建築物や工作物が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。

ウ 周辺の町並みや田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。

(3) 色彩

ア 工作物の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となる町並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。

イ 工作物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、工作物と色相をそろえるなど、工作物本体の色彩と調和するよう工夫する。

ウ 工作物に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が工作物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。

エ 岩峠寺地区、芦峠寺地区及び本宮・小見地区においては、低彩度・低明度又は無彩色を基調色とするなど、古くからの佇まいや周辺の景観と調和するよう工夫する。

(4) 素材

ア 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。

イ 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。

ウ 反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。

(5) 敷地の緑化

ア 敷地内は、工作物の状況や地域の環境等に応じた樹種等でできる限り緑

化するとともに、周囲に柵等を設ける場合は、生垣等とするよう配慮する。

イ 敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や工作物の修景に生かすよう工夫する。

ウ 道路等の公共空間に面する部分に花壇等の設置や花木の植栽をするなど、沿道や町並み等にうるおいを与えるよう配慮する。

(6) その他

ア 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、緑化に努めるとともに、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。

イ 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。

ウ 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。

3 土地の区画形質の変更（水面の埋立て及び干拓を含む。）

(1) 土地の形状

地形の改変をできる限り小さくし、従来の地形を生かしたものとするとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。

(2) 土地の緑化

優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。

(3) 法面の外観

法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。

4 屋外における物品の集積又は貯蔵

(1) 集積又は貯蔵の方法

集積等は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。

(2) 遮へい

植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。

5 鉱物の掘採又は土石の類の採取

(1) 遮へい

植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。

(2) 跡地の形状

地形の改変をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。

(3) 跡地の緑化

掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。

6 木竹の伐採

(1) 伐採の方法

ア 枯損若しくは危険な木竹の伐採又は間伐等保育の場合を除き、木竹の伐採はできる限り避けるよう努めることとし、やむを得ず伐採する場合は、道路境界付近の木竹を残すほか、択伐等により伐採の規模を最小限にするよう工夫する。

イ 社寺林、屋敷林等の高木及び樹姿に優れた樹木又は樹林は、保存又は移植を行い、修景に生かすよう工夫する。

(2) 跡地の緑化

木竹の伐採を行った場合は、速やかに植林や地域の植生環境を考慮した花木の植栽等により復元を図るとともに、植栽が安定するまでの生育状況にも配慮する。

富山県告示第370号

除外区域の指定について

富山県景観条例（平成14年富山県条例第45号）第45条第1項の規定により除外区

域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

除外区域の指定について（平成17年富山県告示第 238号）及び除外区域の指定について（平成18年富山県告示第 180号）は、平成21年9月30日限り、廃止する。

平成21年7月9日

富山県知事 石 井 隆 一

1 除外区域に指定する区域

富山市及び立山町の区域（景観づくり重点地域の指定及び重点地域基本計画について（平成21年富山県告示第 368号）で指定する立山・大山地区景観づくり重点地域の区域を除く。）

2 除外区域に指定する日

平成21年10月1日

富山県告示第371号

除外行為の指定について

富山県景観条例施行規則（平成15年富山県規則第21号）第13条第2項第10号の規定により除外行為を次のとおり指定する。

平成21年7月9日

富山県知事 石 井 隆 一

1 除外行為に指定する行為

(1) 富山市の区域（景観づくり重点地域の指定及び重点地域基本計画について（平成21年富山県告示第 368号）で指定する立山・大山地区景観づくり重点地域（次号において「重点地域」という。）の区域に限る。）内において行われる富山市景観まちづくり条例（平成17年富山市条例第 227号）第20条第1項に規定する大規模な建築行為等

(2) 立山町の区域（重点地域の区域に限る。）内において行われる立山町みどり維新の景観まちづくり条例（平成16年立山町条例第18号）第20条第1項に規定する大規模行為

2 除外行為に指定する日

平成21年10月1日